

平成22年度における内閣府の取組(中間報告以降)

憲章・行動指針の改定

- (1) 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の改定(6月)

連携推進・評価部会の運営

- (1) 「憲章」・「行動指針」に基づく推進体制の運営
- (2) 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート2010」の公表(9月)

調査研究等

- (1) ワーク・ライフ・バランスのための仕事の進め方の効率化に関する調査(9月公表)
- (2) 平成21年度地方公共団体におけるワーク・ライフ・バランス推進施策に関する調査(9月公表)
- (3) ワーク・ライフ・バランス社会の実現と生産性の関係に関する研究
 - ・平成20～22年度の3カ年度にわたる研究。平成22年度においては、欧州(ドイツ、イギリス、スウェーデン、オランダ)・日本企業等を対象としたアンケート調査結果を用いた分析及び労働時間に関する分析を行った。[ホームページに掲載した。](#)
- (4) 『ワーク』と『ライフ』の相互作用に関する調査
 - ・個人の「ワーク」と「ライフ」が相互に与える影響に関して調査を実施(10月28日～11月12日)。[報告書等とりまとめのうえ、今夏公表予定。](#)
- (5) 仕事と生活の調和に関する文献・調査等のアーカイブ充実のための調査
 - ・WLBに関する文献・論文、統計・調査のリスト・ダイジェストのアーカイブのための調査を実施。[ホームページに掲載した。](#)
- (6) 先進的取組事例の収集等のための調査
 - ・WLBに関する先進的な取組企業を紹介した既存の各種事例等を収集・整理。[ホームページに掲載した。](#)
- (7) インターネットによる仕事と生活の調和に関する意識調査
 - ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に影響を与える生活環境に関する意識調査」として実施した(平成23年2月25日～3月4日)。[報告書等とりまとめのうえ、今夏公表予定。](#)

理解促進等

- (1) ポータルサイトの拡充
- (2) 「カエル！ジャパン」キャンペーンの推進
- (3) 企業等のニーズの把握
- (4) 「カエル！ジャパン」通信(メールマガジン)の発行
 - 12月:若者のワーク・ライフ・バランス、1月:生産性、2月:メンタルヘルス、3月:2010年度の総括
- (5) シンポジウム等の実施
- (6) 政府広報等の実施

男女共同参画基本計画

- 第3次男女共同参画基本計画の策定(12月17日閣議決定)

平成23年度における内閣府の取組

憲章・行動指針の推進

仕事と生活の調和調査研究等経費 3,042千円 (昨年度 27,202千円)

◇憲章・行動指針推進経費 3,042千円 (昨年度 3,361千円)

(1) 仕事と生活の調和連携推進・評価部会の運営

引き続き「憲章」及び「行動指針」に基づく点検・評価を行うとともに、関係者の連携推進、啓発や情報発信の中心的な場として運営する。

(2) インターネットによる意識調査の実施

WLBに関して、自身の生活についての希望や現実、必要と考える企業や政府の取組などについて意識調査を引き続き実施予定。

ネットワークの構築

仕事と生活の調和人材育成経費 5,700千円 (昨年度 2,383千円)

(1) 企業担当者交流会の運営(企業等のニーズの把握)

・企業等において仕事と生活の調和を推進する者が交流、各企業の取組について情報交換をする場として、仕事と生活の調和担当者交流会を開催。

(2) 「カエル！ジャパン」通信(メールマガジン)の発行

・仕事と生活の調和に関する施策や調査・論文、有識者からの話等を、1か月に1回配信。平成23年3月現在、配信者数約3,200。

理解促進

仕事と生活の調和理解促進経費 3,577千円 (昨年度 3,401千円)

「家族の日・家族の週間」連携推進経費 9,929千円 (昨年度 14,013千円)

男性の男女共同参画の推進経費 27,364千円 (昨年度0千円)

地域における男女共同参画促進総合支援経費 6,712千円 (昨年度 21,135千円) ほか

(1) 仕事と生活の調和レポートの作成

・WLBの実現に向けた取組の進捗と今後の課題等について取りまとめる。

(2) 「カエル！ジャパン」キャンペーンの推進

・引き続きキャンペーンの推進を図る。平成23年3月現在の登録件数は、約1,800件(うち企業・団体約500件、個人約1,300件)。

(3) 男性の男女共同参画の推進

・男性の意識改革への基盤醸成のためのシンポジウム等広報啓発、総合的な調査及び男性の地域・家庭への参画のための具体的な事例を収集する。

(4) シンポジウム等の実施

①「家族の日」・「家族の週間」

11月の家族の日を中心とした期間にシンポジウムや作品コンクール等を開催し、家族の大切さへの理解や父親の子育て参加の促進などを呼びかける。

②地域アドバイザー派遣事業

地域課題の解決に関して男女共同参画の視点に立った指導・助言を行うために地域が希望する専門家をアドバイザーとして派遣する事業において、希望に応じて仕事と生活の調和の推進のためのアドバイザー派遣を実施する。

(5) 政府広報等の実施